

「タクシーなど乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車等に特別に課せられている安全基準等の一部改正について」

● 背景・経緯

- 道路運送車両の保安基準では、旅客運送事業用自動車（青ナンバー）に対して、一般的な車両の安全・環境基準に加えて、通路の幅や客室内の明るさなど、事業用自動車特有の構造要件を追加的に規定している。
- 事業用自動車に対する「上乗せ規制」については、不特定多数の者を運送する事業用自動車特有の使われ方を考慮して規定されたものであるが、昨今、
 - ①車両の安全性の向上や運行面の安全対策の徹底により旅客運送事業の安全対策が進んでいること
 - ②自家用有償運送の広まり等に伴い事業用・自家用の別により車両基準を分ける合理性が薄らいでいること
 - ③その多くは国際的にも日本特有の規制であること
 - ④当該規制が事業者による柔軟な車両選択を阻害しているとの指摘が寄せられていること等から見直しを行うこととし、第一段として、タクシーに対する上乗せ規制について、その存廃も含めて検討を行った。

● 改正概要

- 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車（タクシー）に関する次の追加的な構造基準を廃止する。
 - ・ 座席の寸法
（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省令第 619 号。以下「細目告示」という。）第 28 条、第 106 条、第 184 条関係）
 - ・ 通路の幅・高さ
（道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。）第 23 条、細目告示第 33 条、第 111 条、第 189 条関係）
 - ・ 乗降口の大きさ
（細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係）
 - ・ 緩衝装置、座席が乗員に与える振動及び前方との座席間げき
（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）
- ※なお、最後部座席乗員の円滑なアクセスの確保、緊急時の脱出経路の確保の観点から、乗務員等その脱出方法等について乗客に説明すること等について通達により周知。

● 改正時期

タクシー上乗せ規制改正（廃止）
平成 27 年 6 月 12 日